神戸女子大学・神戸女子短期大学学籍異動に関する委員会規程

（設 置）

第１条 神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「本学」という。）に、神戸女子大学・神戸女子短期大学学籍異動に関する委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目 的）

第２条 委員会は、学生の退学、休学、復学及び除籍等の学籍異動に関する審議を行い、学長に意見を述べることを目的とする。

（審議事項）

第３条 委員会は次の各号に掲げる事項について審議する。

（1）退学に関する事項

（2）休学に関する事項

（3）除籍に関する事項

（4）復学に関する事項

（5）その他学長が必要と認めた学籍に関する事項

２ 前項にかかわらず、懲戒による学籍異動については審議しないものとする。

（審議結果報告）

第４条 委員会の委員長は、審議を終えた時、速やかに学長に意見を述べるものとする。

（組 織）

第５条 委員会は次の各号に掲げる教職員をもって組織する。

（1）教務部長

（2）学生部長

（3）教務部次長

（4）その他学長が指名する者

２ 委員会には委員長を置き、教務部長がこれに当たる。

３ 委員長に事故があるときは、学生部長がその職務を代行する。

４ 委員会には、第１項各号の委員以外に教務事務部長、教務課長及び学生課長が委員に準じて出席することができる。

５ 委員長は必要に応じ、委員以外の者を出席させることができる。

（委員の任期）

第６条 前条第１項第１号から第３号までの委員の任期は、その在任期間とする。

２ 前条第１項第４号の委員の任期は１年とし、再任を妨げない。

（運 営）

第７条 委員会は委員長が招集し、議長として議事運営に当たる。

２ 委員会は、委員の委任状を含めた過半数の参加によって成立し、委員の委任状を含めた出席者の３分の２以上の賛成をもって委員会決議とする。

（手続き）

第８条　この規程に定めるもののほか、学籍異動にかかる手続きについては別に定める。

（規程の改廃）

第９条　この規程の改廃は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学学籍異動に関する委員会規程及び神戸女子短期大学学籍異動に関する委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年９月28日から施行し、令和５年４月１日から適用する。